

高森町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、当町教育の課題、目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、高森町総合教育会議（以下「教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 高森町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 高森町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(召集)

第4条 教育会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 教育会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があるとみとめるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第7条 教育会議は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 教育会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に補助執行させる場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営に関し必要な事項は、教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。